2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町平山上字南川原甲三九六の八三（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字南川原甲三九六の八三（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　京都府南丹市美山町音海廻リ尾五五から六〇まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町上竹田六四字鶴谷一、三から九まで、一五、二一、六五字皿谷一五の一、七三字檀木谷一の一、二、三、四の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町大字未定長畝外参ケ共有六字霞谷一の一、七字滝ケ谷一の一、一四字向谷一の一、一五字去岸上一の一、一六字刈安谷一の一、一八字東間谷一、二〇字仏谷一の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道中川郡本別町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県多気郡大台町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和八年二月五日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡矢祭町大字内川字宇津木五一の三から五一の五まで（以上三筆国有林）、五一の二、字西原一〇三の四（国有林）、一〇三の二、大字茗荷字大枇杷沢二の一、二の二、字大沢四二、四五の一から四五の四まで、字入川崎一〇、二三、三二、三三、三五の一から三五の七まで、三六の二、三九の一、三九の二、字滝ノ上三五の三、三五の五、大字関岡字高谷畑二二の二、二五の一、二五の二、字芝一三六の一、一三六の三、一三六の四、一三六の六から一三六の一一まで、大字金沢字中野沢一の一から一の一〇まで、字吉ヶ沢三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備